

## 未成年者の飲酒防止に関する宣言決議

本県の少年の不良行為による補導人数は、昨年、約3万8,000人と過去最高となった。

特に、飲酒による補導人数は、人口比で全国平均の約10倍という高い水準にあり、今年の夏休み期間中には、中高校生などによる集団飲酒で123人が補導されるなど、未成年者の飲酒問題については極めて憂慮すべき状況にある。

未成年者の飲酒は、身体への悪影響を及ぼすだけでなく、急性アルコール中毒による生命への危険性や事件事故の当事者となり得るなど、未成年者自身のみならず、地域社会への影響は計り知れないものがある。

子どもは大人の後ろ姿を見て育つといわれており、未成年者の飲酒を防止するためには、まず大人が襟を正し模範を示すことが求められている。

未成年者の飲酒防止を推進するには、家庭、学校及び地域はもちろんのこと、酒類を販売・提供する業界とも連携し、実効性のある取り組みを図ることが今特に必要である。

家庭では、未成年者の夜間の外出を抑制するなど基本的な生活習慣の形成に努め、学校では未成年者の飲酒が心身に及ぼす影響を学習させるとともに、学校の決まりや社会のルールを守ることの大切さを指導し、地域では、地域の子どもは地域で育てるとの認識のもと、未成年者の善導に努めることが緊要である。

また、酒類を販売・提供する業者は販売時の年齢確認を徹底し、未成年者には酒類を販売・提供しないように努めることが必要である。

よって、本市議会は、憂慮すべき状況にある未成年者の飲酒問題に対し危機感を持って臨み、あらゆる関係機関・団体との連携強化等により、未成年者の飲酒を防止する社会づくりに率先して取り組むことを宣言する。

以上、決議する。

平成19年11月16日

沖縄県うるま市議会